五　当該存続厚生年金基金の設立日（昭和六十一年三月三十一日以前の日に限る。）から昭和六十一年三月三十一日までの期間に係る各月の分の年金給付を支給する当該存続厚生年金基金の加入員又は加入員であった者のうち、旧法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給資格要件である期間を満たしている者であって当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の支給開始年齢に達している者について、それぞれ旧法第百三十二条第二項に規定する額を十二で除して得た額に〇・七を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

六　昭和六十一年四月一日（当該存続厚生年金基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあっては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの期間に係る各月の分の年金給付を支給する当該存続厚生年金基金の加入員又は加入員であった者のうち、旧法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給資格要件である期間を満たしている者であって当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の支給開始年齢に達している者について、それぞれ旧法第百三十二条第二項に規定する額を十二で除して得た額に〇・八七五を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七　昭和六十一年四月一日（当該存続厚生年金基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあっては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの期間に係る各月の分の老齢年金給付を支給する当該存続厚生年金基金の加入員若しくは加入員であった者であって老齢厚生年金の支給開始年齢に達している者又は厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齢年金の受給資格要件である期間を満たしている者であって当該特例老齢年金の支給開始年齢に達している者について、それぞれ平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項（平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する額を十二で除して得た額に〇・八七五を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

八　当該存続厚生年金基金の設立日（昭和六十一年三月三十一日以前の日に限る。）から昭和六十一年三月三十一日までの間に旧法第百六十条第一項の規定により当該存続厚生年金基金が年金給付の支給に関する義務を移転した者（以下この号において「中途脱退者」という。）について、それぞれ同条第三項の規定により当該存続厚生年金基金が交付をした当該年金給付の現価に相当する額（以下この号において「現価相当額」という。）に当該中途脱退者に係る旧法第百三十二条第二項に規定する額（国庫負担相当額を除く。）を当該存続厚生年金基金が移転した支給に関する義務に係る年金給付の額（国庫負担相当額を除く。）で除して得た率を乗じて得た額に〇・八七五を乗じて得た額を合計した額に、当該現価相当額の交付をした月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

九　昭和六十一年四月一日（当該存続厚生年金基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあっては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十条第一項の規定により当該存続厚生年金基金が老齢年金給付の支給に関する義務を移転した者（以下この号において「中途脱退者」という。）について、それぞれ同条第三項の規定により当該存続厚生年金基金が交付をした当該老齢年金給付の現価に相当する額（以下この号において「現価相当額」という。）に当該中途脱退者に係る平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項（平成十二年改正法第十三条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する額（政府負担金を除く。）を当該存続厚生年金基金が移転した支給に関する義務に係る老齢年金給付の額で除して得た率を乗じて得た額に〇・八七五を乗じて得た額を合計した額に、当該現価相当額の交付をした月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

2　前項各号に規定する利子は、複利計算の方法により計算するものとする。

3　経過措置政令第十条第二項に規定する利子は、第一項各号に規定する利子とし、その利率は、当該存続厚生年金基金の設立日が属する年度から平成十一年度までの各年度（当該存続厚生年金基金の設立日以後の期間）について、別表第一に定める率とする。ただし、第一項の規定により平成二十六年告示の規定の例により計算し、平成二十六年告示附則第三項の規定により平成二十六年告示第十五項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その利率は、当該存続厚生年金基金の設立日が属する年から平成十一年までの各年（当該存続厚生年金基金の設立日以後の期間）について、別表第二に定める率とする。

別表第一

昭和四十一年度	年六・四一パーセント
昭和四十二年度	年六・四七パーセント
昭和四十三年度	年六・四六パーセント
昭和四十四年度	年六・四五パーセント
昭和四十五年度	年六・四六パーセント
昭和四十六年度	年六・四七パーセント
昭和四十七年度	年六・四七パーセント
昭和四十八年度	年六・三八パーセント
昭和四十九年度	年六・六〇パーセント
昭和五十年度	年六・九三パーセント
昭和五十一年度	年七・〇三パーセント
昭和五十二年度	年七・一三パーセント
昭和五十三年度	年七・〇〇パーセント
昭和五十四年度	年六・八八パーセント
昭和五十五年度	年七・〇六パーセント
昭和五十六年度	年七・二五パーセント
昭和五十七年度	年七・二二パーセント
昭和五十八年度	年七・二〇パーセント
昭和五十九年度	年七・一七パーセント
昭和六十年度	年七・一六パーセント
昭和六十一年度	年七・一一パーセント